

富里市市民活動支援補助金交付要綱

(平成23年4月1日告示第59号)

改正	平成25年1月31日告示第13号	平成26年4月1日告示第68号
	平成28年3月31日告示第78号	平成29年3月31日告示第40号
	令和2年3月17日告示第26号	令和3年4月1日告示第94号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号
	令和5年4月1日告示第60号	令和7年3月24日告示第31号

(目的)

第1条 この要綱は、富里市協働のまちづくり条例（平成22年条例第9号。以下「条例」という。）第2条第8号に規定する市民活動（以下「市民活動」という。）を行う団体が、自主的、自発的に行う市民活動に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき経費の一部を市が補助することにより、富里市にまちづくりの担い手を多数創出して、協働により住み良い地域社会を豊かに展開していくことを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、別表第1に定める事業の要件を全て満たす団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）がいる団体

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなること

を知らながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事務に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知らながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいる団体
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (5) 営利を目的とする団体
（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める事業の要件を全て満たす事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 特定の個人や団体のみが営利を受ける事業
- (2) 地区住民の交流会その他の親睦的事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 政治、宗教又は選挙活動に関する事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

（補助金の交付額及び交付回数の限度等）

第5条 補助金の交付額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1団体当たり1回とし、交付回数の限度は、別表第1に定めるところによる。

（補助対象事業の公募）

第6条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に当たり、募集要項を定めて公表するものとする。

3 市長は、補助対象事業の審査方法及び基準を定め、前項の募集要項に記載するものとする。

（補助金の申込み）

第7条 前条の募集に応じて申込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、富里市市民活動支援補助金交付申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、前条第2項の募集要項で指定する期日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 応募団体概要
- (2) 事業企画書
- (3) 事業収支計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（意見交換の機会）

第8条 応募団体及び当該市民活動の関係部署は、市長が定める期日までに意見交換を行い、情報の共有をするものとする。

（補助対象事業の選考及び通知）

第9条 市長は、第7条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、第6条第3項による方法等により、審査するものとする。

- 2 前項の審査は、市長の諮問により、条例第18条に規定する協働のまちづくり推進委員会が行うものとする。
- 3 市長は、前2項の審査の結果を受けて補助金を交付することが適当である事業（以下「補助金交付対象事業」という。）を選考し、選考結果を富里市市民活動支援補助金交付対象事業選考結果通知書（別記第2号様式）により、速やかに当該応募団体に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 前条第3項の規定により補助金交付対象事業として通知を受けた団体は、補助金の交付申請をしようとするときは、富里市市民活動支援補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、補助金交付対象事業の着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助金交付対象事業が4月に行われる場合及び市長が特別の事情があると認めるときは、補助金交付対象事業の着手後においても補助金の交付の申請を行うことができる。

（補助金の交付の決定及び通知）

第11条 市長は、前条第1項に規定する交付申請があったときは、補助金交付対象事業として選考された事業の内容と同一であること（軽微な変更を除

く。)を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、富里市市民活動支援補助金交付決定・却下通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた団体(以下「被交付決定団体」という。)が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受理した日から14日以内に、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更等)

第13条 被交付決定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに富里市市民活動支援補助金事業変更・中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助金交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助金交付対象事業に要する経費の配分の変更をするとき。
- (3) 補助金交付対象事業を中止し、又は廃止するとき。

2 市長は、前項の規定による富里市市民活動支援補助金事業変更・中止(廃止)承認申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、市民活動支援補助事業変更・中止(廃止)承認・不承認通知書(別記第6号様式)により被交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 被交付決定団体は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して30日以内に、富里市市民活動支援補助金事業実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 領収書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の事業実績報告書等を公表し、市民に周知することができる。

3 被交付決定団体は、市長が行う当該補助金に関する事業実績報告会の開催等に協力するものとする。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があった場合は、速やかに内容を審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、富里市市民活動支援補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により当該被交付決定団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 前条の規定により通知を受けた被交付決定団体が、補助金の交付を受けようとするときは、富里市市民活動支援補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第17条 被交付決定団体が補助対象事業の目的を達成するため、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 被交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富里市市民活動支援補助金概算払（前金払）交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、被交付決定団体が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(暴力団密接関係者)

第19条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成25年1月31日告示第13号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第68号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の旧要綱に基づき、チャレンジ部門で2回交付を受けている事業については、施行年度に限りチャレンジ部門での交付を1回認めるものとする。

附 則（平成28年3月31日告示第78号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第40号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日告示第26号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第94号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第60号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の富里市市民活動支援補助金交付要綱の規定に基づき、チャレンジ部門で2回又はコラボ部門で1回交付を受けている事業については、令和5年度に限り同一事業での交付を1回認めるものとする。

附 則（令和7年3月24日告示第31号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 5 条関係）

事業の要件	(1) 自ら課題を見つけ、自主的かつ組織的に取り組む公益的な活動を始めようとしている又は始めている事業で、次のいずれかに該当するものであること。 ア 団体を立ち上げるために実施する事業 イ 立ち上げた団体の目的を達成するために行う初めての事業 ウ 新たに取り組む事業 エ 既存事業にあっては、当該事業を拡充するもの又は、団体の自立を図り活動の継続を確保するため必要と認める事業 オ 複数の団体が連携して取り組む事業 (2) 市内で実施される事業であること。 (3) 応募した事業について、富里市の財源による他の補助金等を受けていないこと。 (4) 事業の実施計画及び収支計画が明確であること。
団体の要件	(1) 条例第 2 条第 5 号に規定する市民活動団体であること。 (2) 活動拠点が市内にある団体であること。 (3) 正会員 5 名以上で構成している、又は構成することが見込まれる団体であること。 (4) 会則（規約、定款等）を有し、会計処理（予算及び決算を含む。）が行われている団体、又は有することが見込まれる団体であること。
補助額等	補助額は、次に掲げる額のうち最も低い額（1, 000 円未満の端数が生じるときは切り捨てる。）とする。 (1) 1 事業当たり、補助対象経費の総額の 3 分の 2 に相当する額の範囲内で応募団体が必要とする額 (2) 補助対象経費の総額から事業収入を差し引いた額 (3) 200, 000 円
交付回数の限度	同一事業を実施する場合においては、3 回までとする。

備考 事業の要件及び団体の要件については、各号に掲げる要件をいずれも満たすものであること。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費

科目	詳細
人件費	事業実施のために雇用した活動スタッフ等（アルバイトを含む。）の人件費。ただし、補助対象経費の総額の 25 パーセントを限度とする。
報償費	講師、専門家、出演者等への報償、謝礼（団体構成員に対するものは除く。）
負担金	各種講座の受講料
需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成費、印刷費及び材料、消耗品等の購入費、事業に必要な器材等の燃料費
委託費	専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
通信運搬費	郵便料金等
使用料・賃借料	イベント等の会場等の使用料 機器類の賃借（レンタル料等）
役務費	保険料（火災、地震等の家屋に係るもの及びボランティア活動保険を除く。）、手数料等
備品購入費	1 品 1 0, 0 0 0 円以上の物品。ただし、3 0, 0 0 0 円を限度とする。
その他の経費	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 食費（食事、弁当、茶菓等）
- (2) 報償以外の商品券等の金券の購入代金
- (3) 記念品等の購入経費
- (4) 家賃（敷金、礼金等を含む。）
- (5) 不動産の取得、造成及び補償に関する経費
- (6) 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）
- (7) 領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (8) 補助事業に直接関係のない経費その他市長が社会通念上適切でないと認める経費等